

# 農業経営 収入保険 制度

品目の枠にとらわれず、自然災害による収量減少だけでなく、価格低下も含めた収入減少を補てんする収入保険制度が、平成31年から始まります。



## 基本的な考え方

### 従来のNOSAI制度

- 自然災害による減収を対象とし、価格低下等は対象外
- 対象品目は収量を確認できるものに限られ、加入単位も品目ごとになっており農業経営全体をカバーできない



### 新しい収入保険制度

- 価格低下も含めた収入減少を補填
- 全ての農業経営品目を対象
- 農業経営全体として加入

### 従来のNOSAI制度

(従来の制度も見直しを行い残っていきます)

## 具体的な仕組み

(※ 内容は今後変わることがあります。)

## 対象者

青色申告が加入要件

青色申告を行っている農業者（個人・法人）を対象とします。

加入申請時に青色申告（簡易な方式を含む）の実績が1年分あれば加入できます。

## 対象収入

全ての品目が対象

- ・ 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体を対象とします。(=仕入品は対象外)
- ・ 「所得」ではなく「収入」を対象とします。(=経費は対象外)
- ・ 農産物の加工品は販売収入に含めません。  
ただし、精米、荒茶など税法上農業所得として取り扱われているものは販売収入に含めます。(右表)
- ・ 補助金は販売収入に含めません。ただし、コスト割れを補てんする畑作物の直接支払交付金等の数量払は販売収入に含めます。

所得税法上農業所得として扱われているものの例

■ 精米、もち	■ 畳表
■ 荒茶、仕上げ茶 (乾燥、選別まで)	■ 干し柿
■ 梅干し(白干し)	■ 干しシイタケ
	■ 牛乳など

## 対象要因

あらゆる原因による収入減少に対応

自然災害による収入減少だけでなく市場価格の低下など農業者の経営努力では避けられない収入減少を補償の対象とします。捨て作りや意図的な安売りは補償対象外とします。

# 補償内容

平均収入の8割以上の収入を補償

## 基準収入

補てんの基準となる基準収入は、農業者ごとの**過去5年間の平均収入を基本**とし、経営規模の拡大や縮小など保険期間の営農計画等も考慮して設定されます。

## 補てん方式

保険料が経営の負担にならないようにするため「**掛捨ての保険方式**」と「**掛捨てと  
ならない積立方式**」の組み合わせとすることを基本とします。(下図)

## 補償限度額・支払率

最高の補償を選択した場合、当年の収入が基準収入の9割水準（**補償限度額**）を下回った場合に、下回った額の9割（**支払率**）の補てん金を支払います。

補償割合、積立割合や支払率は複数の割合から農業者が選択できます。(下表)

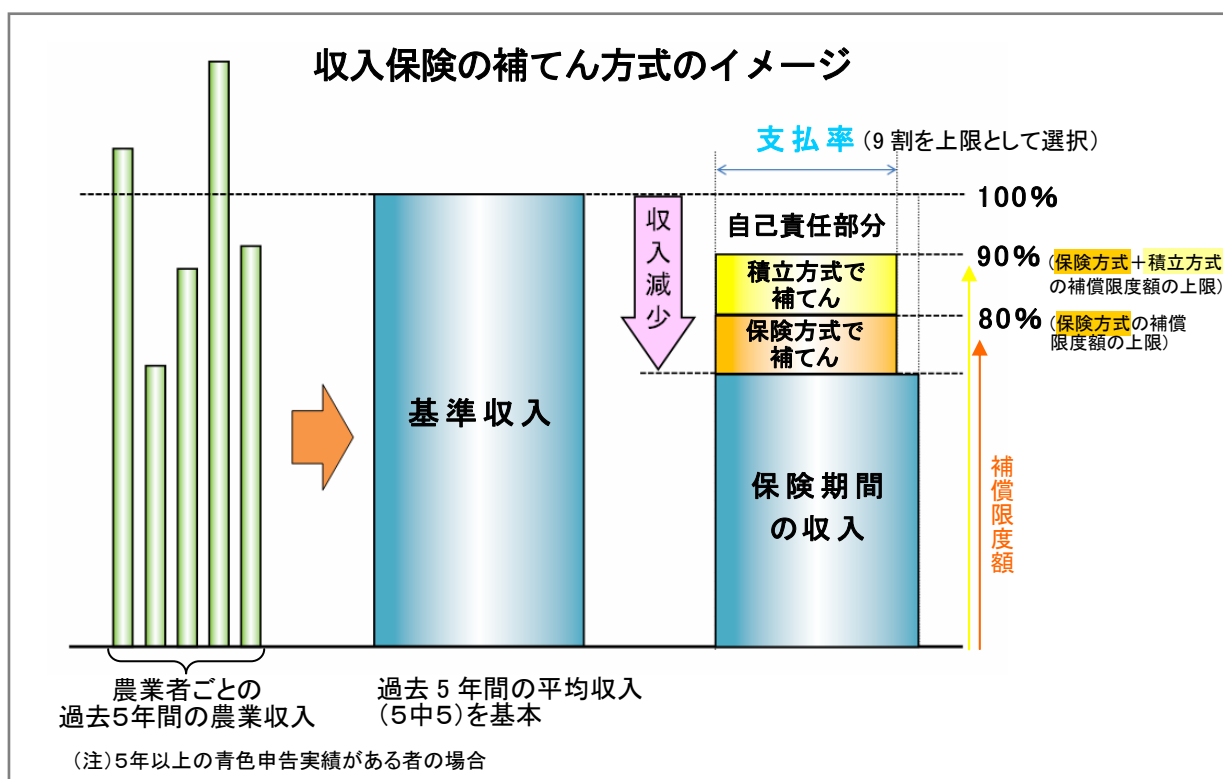
### ○ 保険方式で選択できる補償割合と支払率

加入時の青色申告の実績	補償割合	支払率
<b>4年分以上ある場合</b>	<b>80%、70%、60%、50%</b>	<b>90%、80%、 70%、60%、 50%</b>
3年分ある場合	78%、70%、60%、50%	
2年分ある場合	75%、70%、60%、50%	
1年分ある場合	70%、60%、50%	

### ○ 積立方式で選択できる積立割合と支払率

(赤字は最高補償の選択)

積立の実施	積立割合	支払率
<b>する、しない</b>	<b>10%、5%</b>	<b>90%、80%、70%、60%、50%</b>



# 保険料・積立金・補てん金

国庫補助で加入しやすく

- ・ **保険料は50%の国庫補助**があります。**保険料率**は、現時点の試算では**1%**です。  
(補償限度8割、国庫補助適用後)
- ・ 保険料率は自動車保険のように保険金の支払いがなければ下がります。
- ・ **積立金は75%の国庫補助**があり、補てんに使われなければ、翌年に持ち越されます。
- ・ 保険料は必要経費(損金)に算入できます。(積立金は預け金となります。)

○基準収入1,000万円の農業者が、補償限度額9割(8割が保険方式+1割が積立方式) 支払率9割を選択した場合の試算

## 加入者が用意するお金

保険料は、7.2万円  $(1,000 \text{万円} \times 8 \text{割} \times 9 \text{割} \times 1 \%)$

積立金は、22.5万円  $(1,000 \text{万円} \times 1 \text{割} \times 9 \text{割} \times 25 \%)$

合計 29.7万円 ← 積立をしない場合は、保険料のみの7.2万円となります。

加入者はこの他に事務費が必要となります。(金額は未定です。)

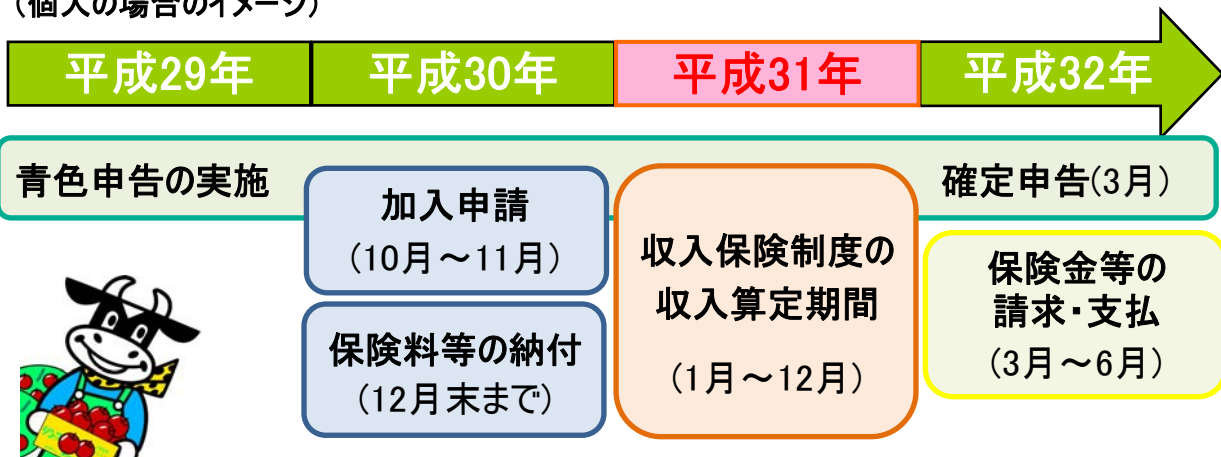
## 補てん金額

収入減少の程度 (当年の収入)	補てん金の合計			補てん金を含めた 当年の収入 (対基準収入)
	保険金	積立金		
30% (700万円)	90万円	90万円		880万円 (88%)
50% (500万円)	270万円	90万円		860万円 (86%)
100% (0円)	720万円	90万円		810万円 (81%)

# 加入・支払等のスケジュール

(平成30年秋 加入申請開始の場合)

(個人の場合のイメージ)



※ 法人の場合は、31年以降の会計開始日の3～2ヶ月前が加入申請時期になります。

損害の発生から支払いまでの間の資金繰りに対応するため、使いやすい無利子のつなぎ融資を実施。

## 類似制度との関係

どちらかを選択して加入

収入減少を補てんする機能を有する類似制度との関係は、国費の二重助成を避けつつ、農業者がそれぞれの経営形態に適した制度を利用できるように**選択加入**とします。

- ・ 農業共済（※）
- ・ 収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）
- ・ 野菜価格安定制度
- ・ 加工原料乳生産者経営安定対策



収入保険制度と類似制度**どちらかを選択して加入**します。

※ 固定資産の損失を補てんするもの〔家畜共済（搾乳牛、繁殖雌牛等）、園芸施設共済、果樹共済（樹体共済）〕及び、診療費を補てんするもの〔家畜共済（病傷共済）〕を除く。

ただし、収入減少だけでなくコスト増も補てんする肉用牛肥育経営安定特別対策事業等の対象である**肉用牛、肉用子牛、肉用豚、鶏卵**については**収入保険制度の対象としません。**

- ・ 肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）
- ・ 養豚経営安定対策事業（豚マルキン）
- ・ 肉用子牛生産者補給金制度、肉用牛繁殖経営支援事業
- ・ 鶏卵生産者経営安定対策



左記の対象畜産品目と複合経営を行っている場合、**他の品目について収入保険制度に加入**できます。

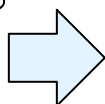
## 青色申告を始めましょう

3月15日までに申請を

- ・ 青色申告特別控除や青色事業専従者給与の必要経費算入、損失の繰越しと繰戻しなど税制上の特典がたくさんあります。
- ・ 青色申告は、自分の経営状況を客観的につかむための重要なツールです。

青色申告をしてない方は、この機会に、**青色申告に取り組んでみましょう。**

青色申告を始めるには、まず何をすればいいの？



新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、**始める年の3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。**  
この申請を行えば、その年の所得から青色申告を行うことができます（申告時期は翌年2月～3月）。

お問い合わせは、香川県農業共済組合 収入保険課（087-899-8977）まで。

備えの種をまこう。